

木造建築工事に携わる皆さんへ！

木造建築工事業における労働災害

木造建築工事業において多く発生している労働災害は、次のような災害です。

1 墜落・転落災害

- 屋根・はり・母屋などからの墜落・転落（ソーラーパネル設置作業時にも発生）
原因：足場が設置されていない、安全帯を着用・使用していない
- はしご・脚立からの墜落・転落
原因：はしごの転位防止措置がされていない、脚立が正しく使用されていない
- 足場からの墜落・転落
原因：手すりの設置など法令が守られていない

2 木材加工用機械による切れ

- 携帯用丸のこによる切れ
原因：安全カバーを無効にしている、自作の台に固定し使用している
携帯用丸のこの安全教育を実施していない
- 作業場に設置されている、昇降盤、かんな盤等による切れ
原因：安全カバーを無効にしている、壊れたままにしている



足場



足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、平成21年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました。改正後3年を経過したところですが、いまだに足場からの墜落・転落災害が多く発生しており、そのうちの9割が、労働安全衛生規則に基づく措置が守られていないことが原因となっています。

- 1 手すり、中さん、幅木など、足場の種類に応じた対策を適切に実施しましょう
- 2 作業の性質上、手すりなどを外して作業を行う場合は、必ず安全帯を使用しましょう
- 3 足場を使用する前に点検を実施しましょう

- 足場を使用する全ての事業者は、作業開始前の点検が必要です。
- 注文者（足場を設置しその足場を使用させる者、多くは元請）は、強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において、作業を開始する前に点検・修理を実施し、その記録を作成し保存することが必要です。

足場点検表は、社団法人仮設工業会ホームページ（<http://www.kasetsu.or.jp/>）の「各種情報」からダウンロードすることができます。

- 点検実施者として望ましい者は、足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受けた者、施工管理者等のための足場点検実務研修を受けた者などです。



～ お問い合わせは ～

松江労働基準監督署（担当：安全衛生課） TEL (0852) 31-1166

屋根作業



屋根の改修工事やソーラーパネルの設置作業（屋根勾配が6／10未満の緩い勾配の場所に
限る）など、短期間で作業が終了する工事で、足場の設置等より安全面で合理的と考えられる
場合、「補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法」も有効な方法です。

この工法は、安全帯、安全ブロック、親綱等を用い、屋根上等での作業範囲を設備的に制限
し、屋根端部等への接近による墜落リスクを低減する安全対策です。

資格

木造建築物の建て方、足場の組立て等の作業を行う場合には、作業主任者の選任が必要です。
また、クレーン作業を行う場合においては、クレーンの能力に応じた運転資格及び玉掛けの資
格を有している者を就かせなければなりません。

1 木造建築物の組立て等作業主任者

軒の高さが5 m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地等の取
付け作業を行う場合選任が必要です。

2 足場の組立て等作業主任者

高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合選任が必要です。

3 移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習

つり上げ荷重が5 t以上の移動式クレーンの運転は免許を受けた者、つり上げ荷重が1
t以上5 t未満の移動式クレーンの運転は、免許を受けた者又は技能講習を修了した者を
就かせなければなりません。

4 玉掛け技能講習

つり上げ荷重が1 t以上の移動式クレーンの玉掛けの業務には、技能講習を修了した者
を就かせなければなりません。

5 木材加工用機械作業主任者

木材加工用機械（携帯用を除く。）を5台以上有する事業場において、当該機械による
作業を行う場合選任が必要です。

保護具

建設現場で作業を行う場合は、「墜落・転落災害」、「飛来・落下災害」などを防止するため、
適切な保護具を着用し、作業する際には適正に使用することが必要です。

1 保護帽

高さが2 m以上の場所で作業を行う場合は、「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」を
兼ねた保護帽を着用しましょう。

2 安全帯

現場には常に持参し、高さが2 m以上の場所で作業を行う場合は、着用及び使用を徹底
しましょう。

安全帯には、胴ベルト型とハーネス型の2種類があります。「安全帯の規格適合品」の
ラベルが表示されているものを使用しましょう。

3 作業靴

高所作業の際には、耐滑性（すべりにくさ）と屈曲性に優れたものを使用しましょう。